

OKINAWA
Bridging Asia



沖縄国際物流ハブ活用推進事業 (海外展開支援事業)

県内事業者

のみなさまへ

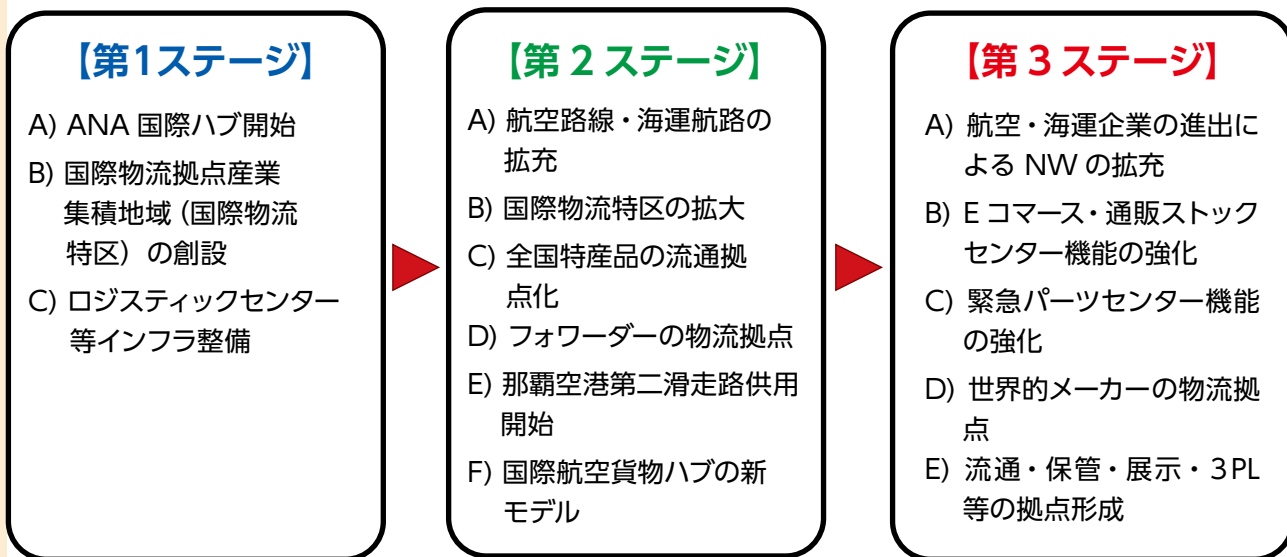


アジアの中心に位置する地理的優位性

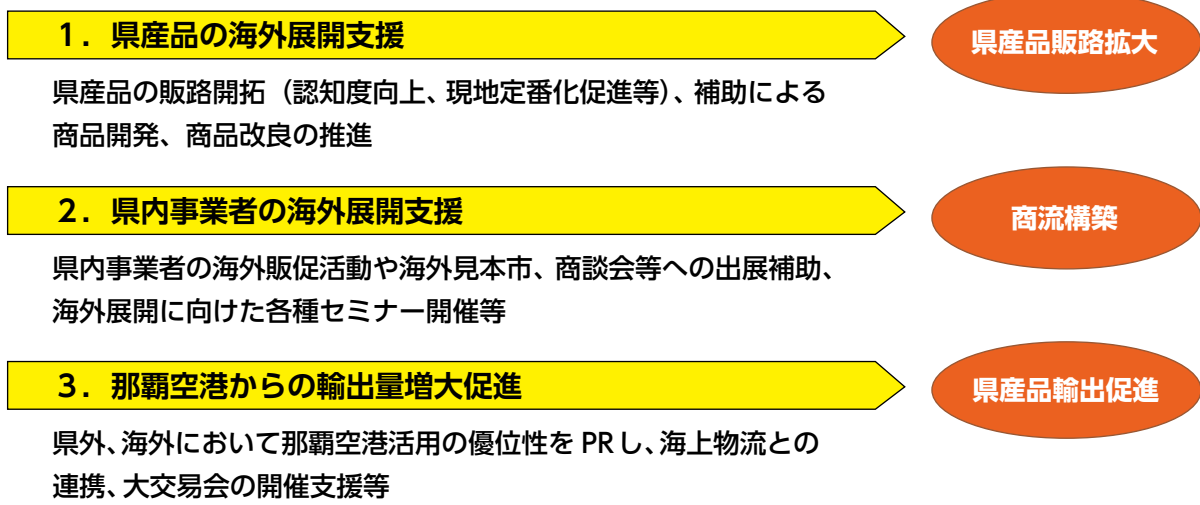


(公財)沖縄県産業振興公社
Okinawa Industry Promotion Public Corporation

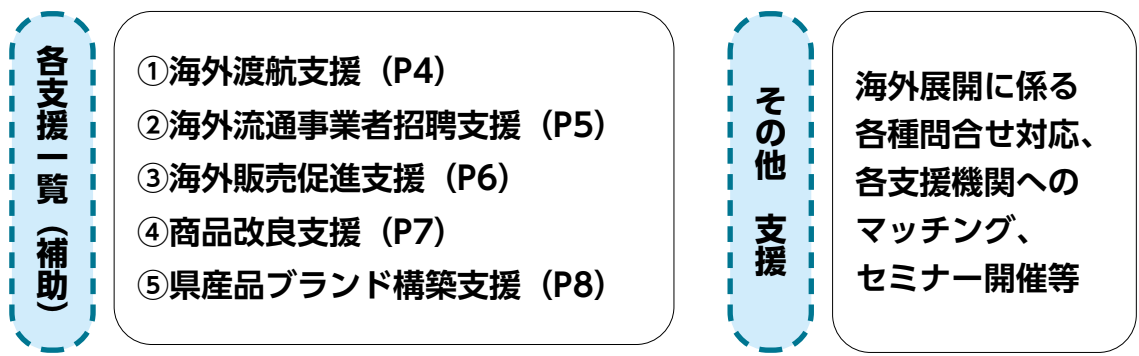
沖縄国際物流ハブ関連事業の展開イメージ



沖縄国際物流ハブ活用推進事業



実施内容



申 請

各支援メニューの提出締切までに必要書類を提出
8 ページ県産品ブランド構築支援については公募とする。



公社及び県にて審査
○目的・内容
○今後の販路拡大の進展見込



県から交付決定通知（別記様式第 2 号）の送付
※受領後保管すること（5 年間）



申請内容の実施

報告・交付

各支援メニューの提出締切までに報告書を提出

※精算書類(領収書、請求書、納品書、海外送金依頼書等)も併せて提出



公社及び県にて審査

○各実施内容の確認

○補助対象経費の精査



県から交付額の確定通知(別記様式第10号)の送付

※受領後保管すること(5年間)



精算払請求書(別記様式第11号)の作成・提出



補助金交付

令和6年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外渡航支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域等における物産展及び見本市等への出展、商談会等に係る渡航にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者																																		
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域																																		
実施期間	下記の時期に実施が可能な対象者とする。 2024年4月1日～2025年2月28日(報告書最終提出日:2025年3月5日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。																																		
支援内容・条件	以下の経費について、渡航費用の定額を上限の範囲内で補助する。																																		
補助率																																			
定額																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人以内 / 社・回</td> <td>7泊8日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※1 渡航につき</p> <table border="1"> <tr> <td>補助対象事業内容</td> <td>商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張</td> </tr> <tr> <td>補助対象経費</td> <td>航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費</td> </tr> </table> <p>なお、航空運賃及び宿泊費については、地域ごとに次に定める定額を補助金額の上限とする。但し、それぞれの費用にかかる実費が単価を下回る場合、実費を上限とする。 ※その他地域への渡航回数は当該年度内に1社あたり3回までとする。 ※国際観光旅客税(出国税)は補助対象外とする。</p> <p>■航空運賃単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国・地域</th> <th>マレーシア</th> <th>シンガポール</th> <th>タイ</th> <th>中国</th> <th>香港・マカオ</th> <th>台湾</th> <th>韓国</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>往復分</td> <td>43,000円</td> <td>35,000円</td> <td>29,000円</td> <td>27,000円</td> <td>22,000円</td> <td>17,000円</td> <td>14,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>■宿泊費単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国・地域</th> <th>シンガポール</th> <th>香港・マカオ、台湾、韓国、タイ</th> <th>中国、マレーシア、他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単価/泊</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>	人数	期間	3人以内 / 社・回	7泊8日以内	補助対象事業内容	商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張	補助対象経費	航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費	国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他	往復分	43,000円	35,000円	29,000円	27,000円	22,000円	17,000円	14,000円	27,000円	国・地域	シンガポール	香港・マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他	単価/泊	6,000円	4,000円	3,000円
人数	期間																																		
3人以内 / 社・回	7泊8日以内																																		
補助対象事業内容	商談や物産展・見本市への参加を目的として行う海外出張																																		
補助対象経費	航空運賃、海外での宿泊料、その他知事が必要と認める経費																																		
国・地域	マレーシア	シンガポール	タイ	中国	香港・マカオ	台湾	韓国	他																											
往復分	43,000円	35,000円	29,000円	27,000円	22,000円	17,000円	14,000円	27,000円																											
国・地域	シンガポール	香港・マカオ、台湾、韓国、タイ	中国、マレーシア、他																																
単価/泊	6,000円	4,000円	3,000円																																
申請書提出期限	渡航開始日から起算して 14日前(土日・祝日含む) までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																																		
報告書提出期限	渡航完了日から起算して 14日以内(土日・祝日含む)または3月5日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																																		
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-98-1.html																																		
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・モレノ・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間(平日9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1(沖縄産業支援センター4F) E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp																																		

令和6年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外流通事業者招聘支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域等から主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者および県内支援機関等								
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域								
実施期間	下記の時期に実施が可能な対象者とする。 2024年4月1日～2025年2月28日(報告書最終提出日:2025年3月5日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。								
支援内容・条件	以下の経費について、招聘費用の4/5以内を上限の範囲内で補助する。 <table border="1"><thead><tr><th>人数</th><th>期間</th></tr></thead><tbody><tr><td>5人以内 / 社・回 (現地販売促進員及びメディア関係者(1人)を含む)</td><td>3泊4日以内</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: right;">※1招聘につき</p> <table border="1"><tbody><tr><td>補助率 4/5以内</td><td>補助対象事業内容 主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘</td></tr><tr><td>補助上限額 100万円</td><td>補助対象経費 航空運賃(エコノミー)、沖縄県内での宿泊料(9,800円(税込)/泊を上限)、 現地販売促進員の旅費、メディア関係者1名分の旅費、 その他知事が必要と認める経費</td></tr></tbody></table> <p>※申請者は、当該年度内に同一人物を2回以上招聘することができない。 なお、同一人物を2回目に招聘する際、期間中に県内事業者5者以上と商談を行うこと。 ※補助額は1回の招聘につき100万円を上限とする。 ※その他地域からの招聘回数は当該年度内に1社あたり1回までとする。 ※その他地域の同一人物の招聘回数は、同一申請者による申請かを問わず、当該年度内に2回までとする。 ※国際観光旅客税(出国税)は補助対象外とする。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>	人数	期間	5人以内 / 社・回 (現地販売促進員及びメディア関係者(1人)を含む)	3泊4日以内	補助率 4/5以内	補助対象事業内容 主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘	補助上限額 100万円	補助対象経費 航空運賃(エコノミー)、沖縄県内での宿泊料(9,800円(税込)/泊を上限)、 現地販売促進員の旅費、メディア関係者1名分の旅費、 その他知事が必要と認める経費
人数	期間								
5人以内 / 社・回 (現地販売促進員及びメディア関係者(1人)を含む)	3泊4日以内								
補助率 4/5以内	補助対象事業内容 主に商談を目的として行う海外流通事業者の沖縄への招聘								
補助上限額 100万円	補助対象経費 航空運賃(エコノミー)、沖縄県内での宿泊料(9,800円(税込)/泊を上限)、 現地販売促進員の旅費、メディア関係者1名分の旅費、 その他知事が必要と認める経費								
申請書提出期限	招聘開始日から起算して 14日前(土日・祝日含む) までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。								
報告書提出期限	招聘完了日から起算して 14日以内(土日・祝日含む) または 3月5日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。								
注意事項	申請を行う際は あらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社HPをご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-120-1.html								
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・モレノ・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間(平日9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小祿1831番地1(沖縄産業支援センター4F) E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp								

令和6年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(海外販売促進支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品等の海外販路拡大を図るため、アジア地域等における海外流通事業者、県内輸出事業者、県内生産者などの販売促進活動にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者、海外流通事業者および県内支援機関等																																						
対象地域	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した輸出が見込まれる地域																																						
実施期間	下記の時期に実施が可能な活動とする。 2024年4月1日～2025年1月31日(報告書最終提出日:2025年2月28日) ※やむを得ない理由で実施期間を超える場合、申請前に事務局と相談すること。 ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。																																						
支援内容・条件	県産品の海外での認知度向上の為、現地でのチラシ、TV 雑誌、POP、WEB を媒体とした広告活動及び店頭での販促活動、展示会への単独出展等の販売促進にかかる以下の経費について、1/2 以内を上限の範囲内で補助する。																																						
補助率	1/2 以内																																						
補助上限額	120 万円																																						
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ① 出展費 (場所代、会場設営費、装飾費、什器のリース料、運搬費等) ② 広告費 (ポスター・パンフ・チラシ・リーフレット制作費、テレビ・ラジオ等放送メディア・バナー広告・新聞等紙媒体掲載料、店頭で商品の購買意欲を喚起するためのポップ制作費、映像コンテンツや検索エンジン最適化等に係る経費) ③ 人件費 (商談会、イベント等に係る通訳および販売促進員、メディア等の招聘費用等) ④ その他知事が必要と認める経費 (パフォーマー、著名人の派遣費用、イベント運営の為に司会・係員等の人件費等) 																																						
	<p>※補助額は 1回の申請につき120万円 を上限とする。</p> <p>※申請回数は 当該年度内に1社あたり年間3回 まで(その他地域は1回まで)とする。</p> <p>※人件費は各地域の相場に基づき、別表の額を補助上限額とする(その他地域は補助対象外)。</p> <p>※国際観光旅客税(出国税) は補助対象外とする。</p> <p>■別表(人件費) ※下記金額は日当/人とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>香港 (HKD)</th> <th>台湾 (TWD)</th> <th>中国 (CNY)</th> <th>韓国 (KRW)</th> <th>タイ (THB)</th> <th>シンガポール (SGD)</th> <th>マレーシア (MYR)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">販 促 進 員</td> <td>補助対象上限額</td> <td>460</td> <td>1600</td> <td>200</td> <td>10万</td> <td>2000</td> <td>120</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>230</td> <td>800</td> <td>100</td> <td>5万</td> <td>1000</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">通 訳</td> <td>補助対象上限額</td> <td>1200</td> <td>3000</td> <td>600</td> <td>20万</td> <td>8000</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>補助上限額(1/2)</td> <td>600</td> <td>1500</td> <td>300</td> <td>10万</td> <td>4000</td> <td>400</td> </tr> </tbody> </table> <p>※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>		香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)	販 促 進 員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	120	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	60	通 訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	800	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	400
	香港 (HKD)	台湾 (TWD)	中国 (CNY)	韓国 (KRW)	タイ (THB)	シンガポール (SGD)	マレーシア (MYR)																																
販 促 進 員	補助対象上限額	460	1600	200	10万	2000	120																																
	補助上限額(1/2)	230	800	100	5万	1000	60																																
通 訳	補助対象上限額	1200	3000	600	20万	8000	800																																
	補助上限額(1/2)	600	1500	300	10万	4000	400																																
申請書提出期限	広告・イベント開始日から起算して 30日前(土日・祝日含む) までに、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																																						
報告書提出期限	広告・イベント完了日から起算して 30日以内(土日・祝日含む)または2月末日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。																																						
注意事項	<p>申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。</p> <p>※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-121-1.html</p>																																						
問い合わせ先	<p>(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・モレノ・屋嘉</p> <p>TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間(平日 9:00～17:00)</p> <p>〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F)</p> <p>E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp</p>																																						

令和6年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(商品改良支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るため、自社既存商品の規格、パッケージ等の変更等の商品改良が必要になった場合、その改良にかかる費用の一部を補助します。

対象者	県内生産者、県内輸出事業者
対象商品	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / タイ / シンガポール / マレーシア その他沖縄の物流機能を活用した地域に輸出する県産品
実施期間	下記の期間に商品改良を開始し、改良費用の支払まで完了すること。 2024年4月1日～2025年2月28日(報告書最終提出日:2025年3月5日) ※期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する。
支援内容・条件	自社既存商品の規格、パッケージ等の変更等の商品改良に対して、以下の経費の1/2以内を上限の範囲内で補助する。 補助額は 1回の申請につき25万円 を上限とする。
補助率	1/2 以内
補助上限額	25万円
対象経費	<ul style="list-style-type: none">① 商品規格、パッケージの変更に係る試作品費用のうちデザイン及び版代、型枠代② 輸出先の食品表示基準等の規制に対応するための成分分析費用・検査費用③ その他、商品改良・試作品製造等に付随する費用 <p>※試作品製造に係る資材費については補助対象外とする。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>
申請書提出期限	商品改良のための見積取得日から起算して 30日以内(土日・祝日含む) に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。
報告書提出期限	改良・検査等の検収または費用支払日から起算して 30日以内(土日・祝日含む)または3月5日のいずれか早い日 に、必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/news/entry/post-123-1.html
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者：登川・陳・渡嘉敷・モレノ・屋嘉 TEL：098-859-6238 FAX：098-859-6233 ※対応時間(平日 9:00～17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F) E-mail：okinawahub@okinawa-ric.or.jp

令和6年度
沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金
(県産品ブランド構築支援)



沖縄国際物流ハブの活用による沖縄県産品の海外販路拡大を図るための県産品の包括的な販促活動、ブランド構築の取り組みに対し、その費用の一部を補助します。

対象者	一定の輸出実績のある県内生産者、県内輸出事業者
対象地域・商品	香港 / 中国 / 台湾 / 韓国 / シンガポール
実施期間	交付決定日～2025年1月31日(報告書最終提出日:2025年2月28日) ※やむを得ない理由で実施期間を超える場合、申請前に事務局と相談すること。
支援内容・条件	一定の輸出実績と販路を有する県内生産者および県内輸出事業者の、包括的販促活動、県産品ブランド構築への取り組みにかかる経費について、2/3以内を上限の範囲内で補助する。
補助率	2/3以内
補助上限額	500万円
対象経費	① 商談等に係る渡航費及びバイヤー等招聘費 ② 出展費、広告宣伝費等、人件費等 ③ 商品開発・改良費等 ④ その他知事が必要と認める経費
	※支援内容等の詳細については、公募を開始する際に別途公開する。 ※交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。
申請書提出期限	本支援メニューは公募による採択制とする。公募開始日については、知事が定める日とする。公募は予算の範囲内とし、応募がない場合は、追加公募を行う。
報告書提出期限	事業完了日から起算して、 <u>30日以内(土日・祝日含む)または2月末日のいずれか早い日</u> に必要書類一覧表で指示された書類原本を持参又は郵送にて公社へ提出する。
注意事項	申請を行う際はあらかじめ公社まで電話またはメールにて事前相談を行うこと。 ※申請方法等の詳細については、沖縄県産業振興公社 HP をご参照ください。 https://okinawa-ric.jp/service/post-32-1.html
問い合わせ先	(公財) 沖縄県産業振興公社 担当者: 登川・陳・渡嘉敷・モレノ・屋嘉 TEL: 098-859-6238 FAX: 098-859-6233 ※対応時間(平日 9:00 ~ 17:00) 〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F) E-mail: okinawahub@okinawa-ric.or.jp

令和6年度 国際航空物流機能強化推進事業 (航空コンテナスペース利用促進事業)



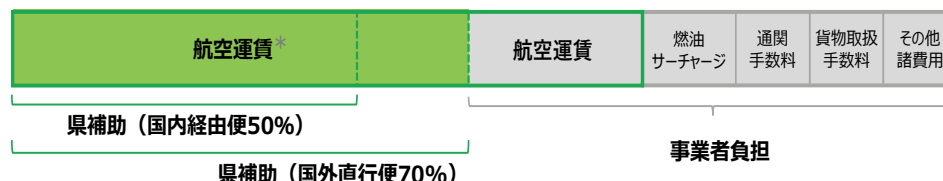
- 沖縄県では、那覇空港の航空物流ネットワークの構築に向けて、沖縄から海外へ輸出する貨物量の増加を目的とした航空コンテナスペース利用促進事業を実施します。
- 本事業により、事業者が負担する輸出貨物に係る航空運賃について、県が航空会社（補助事業者）を通じて支援を実施します。

利用対象事業者	■ 貨物利用運送事業者、生産者、製造業者、商社等卸業者、流通業者
対象貨物	■ 航空輸送に適する農作物、畜産物、水産物、加工食品、化粧品、工芸品、航空機部品、精密機械等
輸出対象地域	■ 台湾、韓国、中国、香港 / マカオ、タイ、マレーシア、シンガポール、フィリピン、インドネシア、ベトナム
実施期間	令和6年度内 （ただし、期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了する）

利用条件等	<p>■ 利用資格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県内に本店又は支店を有する輸出事業者等であること ・本事業が終了した場合でも、継続して沖縄からの航空輸送を計画する者であること ・流通コストを県や生産者等へ開示可能な者であること <p>■ 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、支援対象となるコンテナスペースは、常温使用 ・輸出貨物の搬入に当たっては、事前に、貨物利用運送事業者、航空会社と調整すること ・実際の航空運賃等の費用や航空便の運航、貨物輸送に関するお問い合わせは、貨物利用運送事業者又は航空会社にお問い合わせください。 ・県が利用承認した貨物利用運送事業者は、県 HP をご確認ください。
--------------	---



(費用負担イメージ)



*航空運賃や輸送方法等は、航空会社または貨物利用運送事業者（フォワーダー）へ確認してください。

(利用の流れ)



※ 事業者が「利用承認を受けた貨物利用運送事業者（フォワーダー）」を利用する場合は、輸出事業者の利用承認は不要



本事業・利用登録
の問い合わせ先

沖縄県商工労働部 グローバルマーケット戦略課 国際物流企画班

電話 098-866-2340

詳細はコチラから (沖縄県 HP)

<https://www.pref.okinawa.jp/shigoto/keizai/1011892/1011893/1011898.html>

沖縄県産業振興公社 海外事務所 連絡先

香港事務所

住 所：香港北角英皇道 663 號泓富產業千禧廣場 12 樓 1211 室
(Unit 1211, 12/F, Prosperity Millennium Plaza
663 King's Road, North Point, Hong Kong)
電 話：+852-2968-1006 FAX：+852-2968-1003
Eメール：okinawaopg@biznetvigator.com

台北事務所

住 所：104492 台湾台北市中山區松江路 148 號 4 樓 E 室
(Rm. E, 4F., No. 148, Songjiang Rd.,
Zhongshan Dist., Taipei City 104492,
Taiwan (R.O.C.))
電 話：+886-2-2521-0376 FAX：+886-2-2542-7075
Eメール：info@okinawa.org.tw

上海事務所

住 所：中国上海市黄浦区汉口路 398 号华盛大厦 1603 B 室
(1603B Huasheng Mansion 398
Hankou Road Huangpu Shanghai, P.R.China)
電 話：+86-21-6351-0231 FAX：+86-21-6350-7369
Eメール：okisyo@okinawa-sh.com.cn

北京事務所

住 所：中国北京市朝阳区东三环北路 3 号幸福大厦 B 座 1701 室
(Office Room 1701, Block B Lucky Tower,
No.3 Dongsanhuan Bei Lu, Chaoyang District,
Beijing, P.R.China, P.C.100027.)
電 話：+86-10-6466-8679 FAX：+86-10-6466-6693
Eメール：beioki1@okinawa-bj.com

シンガポール事務所

住 所：1 North Bridge Road #06-22
High Street Centre Singapore 179094
電 話：+65-6694-6408 FAX：+65-6694-5442
Eメール：admin@okinawa.org.sg

ソウル事務所

住 所：서울특별시 중구 무교로 21 더익스체인지 서울빌딩 6 층
오키나와현 서울사무소
(6F, The Exchange Seoul Building, 21 Mugyo-ro,
Jung-gu, Seoul, South Korea 04520)
電 話：+82-2-318-6330 ~ 1 FAX：+82-2-753-8751
Eメール：okinawa@okinawaseoul.com

福州駐在所

住 所：中国福州市鼓楼区华林路 97 号福建沖縄友好会馆 501 室
(Unit 501, 97 HuaLin Road, Gulou District,
Fuzhou, Fujian, P.R.China)
電 話・FAX：+86-591-8785-1134
Eメール：zhangxiaoyun@okinawa-fz.com.cn





 **(公財)沖縄県産業振興公社**
Okinawa Industry Promotion Public Corporation

〒901-0152 沖縄県那覇市小祿 1831 番地 1 (沖縄産業支援センター 4F)
TEL : 098-859-6238 FAX : 098-859-6233
E-mail : okinawahub@okinawa-ric.or.jp